

第2号様式

道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則に基づく
関係様式の制定について（概要）

（令和6年11月25日 鹿免管第1268号）

本通達は、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則に基づく関係様式に関して必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則関係
- 仮停止（仮禁止）の際の弁明の機会の付与及び準仮停止処分の際の「意見の聴取」呼出しに必要な様式
- 道路交通法第90条第4項及び第7項に規定する弁明の機会の付与の通知関係書式

等である。